

# ドーピング防止について（2016年版）

茨城陸上競技協会医事委員会 向井 直樹

2015年はドーピングに関して国際的に大きな問題が起き、強豪国の競技者が国際競技会に出場できないことになっています。2016年になってからも、新たに禁止表に掲載された物質での検査陽性が相次ぎ、これも大きな問題になっていることをご存じの人は多いでしょう。

では、「ドーピング」とは何でしょうか？ 競技者は治療のために薬も使えないと思っている人も少なくないようですが、薬を使うだけではドーピングにはなりません。競技力向上効果があるとされている薬物を使用したり、薬物ではなくても特殊な手段を用いたりする行為がドーピングで、不公正・健康への害・社会悪・スポーツの価値を損ねるとの理由により禁じられています。

ドーピング防止規則は毎年少しずつ変更があり、禁止物質や行為は1月1日にその年の規則が適応になるので、新しい情報を確認しておく必要があります。2016年になって多発している違反は、新たに禁止表に載せられた物質によるものが多いのが特徴です。

## 1. 禁止物質の使用は、治療を目的にしても違反になります

医薬品の中には禁止物質を含むものがあります。よく知られているのは、総合感冒薬（いわゆる「かぜぐすり」）に含まれているエフェドリン類で、「興奮薬」に分類され競技会の時には禁止されています。その他にも、ホルモン製剤や特殊な鎮痛薬などに禁止物質を含むものがあります。

**治療のために医師に処方された医薬品であっても、禁止物質を使用することは通常は認められていません。** 医薬品を使用する場合には以下の点に注意してください。

### a. 医療機関を受診する時

担当の医師に「自分はドーピング検査を受ける可能性がある」ということを伝え、ドーピング規則に違反しない医薬品を処方してもらうようにしましょう。茨城陸上競技協会のホームページだけでなく、日本体育協会のホームページにも使用可能医薬品リストが記載されています。

<http://www.japan-sports.or.jp/medicine/tabid/68/Default.aspx>

これを医師に見てもらおうと、違反しない医薬品を選択するのに便利です。

治療を受ける場合には、担当の医師と十分に相談し、治療内容を理解してからにしましょう。一度身体の中に入った成分は取り出すことが出来ません。

### b. 医薬品の確認

治療を担当する医師が、必ずしもスポーツ医学に詳しくたり理解があつたりする訳ではありません。スポーツに詳しくない医師が処方した医薬品の使用可否の確認のためには、スポーツファーマシストに相談することをお勧めします。「スポーツファーマシスト」というのは、日本アンチドーピング機構（JADA）が認定しているドーピングの知識をもった薬剤師です。

以下のURLで検索することができます。

<http://www3.playtruejapan.org/sports-pharmacist/search.php>

各都道府県の薬剤師会では、電話相談やFAX相談を受け付けてくれる窓口があるので、そこを利用してもいいでしょう。茨城県薬剤師会の「くすりの相談室」は、月曜日～金曜日 午前9:00～12:00/午後1:00～4:00で、電話029-306-8945です。

JADAが運営しているGlobal DROというサイト (<http://www.globaldro.com/Home>) も、医薬品の使用可否を調べるのに便利です。

### c. 処方された医薬品に禁止薬物が含まれていたら・・・

万一、処方された医薬品に禁止物質が含まれていた場合には、二つの方法があります。一つは **使用する医薬品を禁止されていないものに変更してもらう** こと、もう一つは **例外的に使用を認めってもらう手続きをする** ことです。大会によっては事後にその手続きを行えることもありますが、事前に手続きをしなければならない大会もあります。

<http://www.playtruejapan.org/disclosure/2016-tue/> で確認しておいてください。

この手続きを“治療使用特例 (TUE)”と呼んでいます。TUEは申請してから審査があるので、必ず受け容れられるとは限りません。

## 2. 治療のために禁止薬物を使わなければならないとき TUEの手続き

TUE承認を受けるためには、以下の4条件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 治療上使わざるを得ない (使用しないと健康上重大な障害を及ぼすことが予想される)
- (2) 他に代わりになる治療法がない
- (3) 使用した結果、競技力を向上させない
- (4) 当該禁止物質又は禁止方法を使用する必要性が、以前に禁止されていた物質又は方法を使用したことの結果として生じた物ではないこと

手続きについて知りたい人は、日本アンチドーピング機構のホームページの「TUE」のところをご覧ください。

<http://www.realchampion.jp/process/tue>

書式のダウンロードはこちらです。

<http://www.realchampion.jp/download/6>

記入例やチェックリストも見ることができるので、申請の時にはよく確認してください。

規則を熟知して、うっかりとドーピングをしないように注意するとともに、必要があれば適切な治療を受けるように心掛けましょう。